

議案第99号

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の施行に伴う米原市固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例について

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の施行に伴う米原市固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて議会の議決を求める。

令和2年11月27日提出

米原市長 平尾道雄

提案理由

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の地方公共団体等を定める省令の一部を改正する省令（令和2年総務省令第87号）が令和2年9月16日に公布されたことに伴い、条例に引用している省令の題名が改正されたため、この案を提出するものである。

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の施行に伴う米原市固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の施行に伴う米原市固定資産税の特例に関する条例（平成 22 年米原市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「第 25 条」を「第 26 条」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の施行に伴う米原市固定資産税の特例に関する条例新旧対照表（改正理由）

改正後	現 行	改正理由
<p>(課税免除)</p> <p>第3条 市長は、同意促進区域において、法第4条第6項の規定による基本計画の同意の日(以下「同意日」という。)から起算して5年以内に、法第13条第4項または第7項の規定による承認を得た地域経済牽引事業計画(以下「承認地域経済牽引事業計画」という。)に従って地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律<u>第26条</u>の地方公共団体等を定める省令(平成19年総務省令第94号)第2条に規定する対象施設(以下「対象施設」という。)を設置した事業者に対し、当該対象施設の用に供する家屋もしくは構築物(当該対象施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。)またはこれらの敷地である土地(同意日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋または構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)に対して新たに固定資産税を課することとなる年度以降3か年に限り、固定資産税の課税を免除することができる。</p>	<p>(課税免除)</p> <p>第3条 市長は、同意促進区域において、法第4条第6項の規定による基本計画の同意の日(以下「同意日」という。)から起算して5年以内に、法第13条第4項または第7項の規定による承認を得た地域経済牽引事業計画(以下「承認地域経済牽引事業計画」という。)に従って地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律<u>第25条</u>の地方公共団体等を定める省令(平成19年総務省令第94号)第2条に規定する対象施設(以下「対象施設」という。)を設置した事業者に対し、当該対象施設の用に供する家屋もしくは構築物(当該対象施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。)またはこれらの敷地である土地(同意日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋または構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)に対して新たに固定資産税を課することとなる年度以降3か年に限り、固定資産税の課税を免除することができる。</p>	<p>・引用する省令の題名の改正に伴う改正</p>